

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：放送法及び電波法の一部を改正する法律案

規制の名称：複数の特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省情報流通行政局放送政策課

評価実施時期：令和5年2月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件： i

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	<p>国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの</p> <p>国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。</p>
iv	<p>国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの</p> <p>我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「3. 直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること</p>
v	<p>科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの</p> <p>研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。</p> <p>ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。</p> <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。</p>
vi	<p>何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの</p> <p>事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（3か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。</p> <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。</p>
vii	<p>規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 <p>● 「2. 規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。</p>

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現在、地上基幹放送（地上テレビジョン放送及び地上ラジオ放送）では、独自の創意工夫を踏まえた経営の柔軟化を促す観点から、地上基幹放送の業務を行う方法として、①他人の地上基幹放送局を用いることを前提に、放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）の規定により地上基幹放送の業務の認定（法第93条）を受ける方法（ハード（※1）・ソフト（※2）分離型）と、②自ら地上基幹放送局を開設することを前提に、電波法（昭和25年法律第131号）の規定により特定地上基幹放送局（ハード・ソフト一致型の地上基幹放送局）の免許（同法第6条）を受ける方法（ハード・ソフト一致型）の2つの方法を設けており、地上基幹放送事業者はこの現行制度の枠組みの中で経営の効率化や設備構成の最適化を行っている。

昨今、人口減少、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの多様化によるテレビ離れ等により、放送を取り巻く環境が大きく変化しており、特に地方における地上基幹放送事業者の経営は年々厳しさを増しつつあるが、地上基幹放送は地域住民の生活にとって重要な基幹メディアであるため、地方において中長期的に地上基幹放送を維持する必要がある。

そこで今回は、現行制度を維持することにより、中長期的に経営困難となる地上基幹放送事業者が生じる場合をベースラインとする。

※1 基幹放送局（中継局等）を運用等する業務を行う主体及びその業務に用いる設備をいう。

※2 放送番組の編集・送出等する業務を行う主体及びその業務に用いる設備をいう。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

- ・ 昨今の人口減少、インターネット動画配信サービスの伸張、視聴スタイルの多様化によるテレビ離れ等、放送を取り巻く環境が大きく変化しており、特に地方における地上基幹放送事業者の経営状況は年々厳しくなっている。

- ・ 現在、地上基幹放送の業務を行う方法として、①他人の地上基幹放送局を用いることを前提に、法の規定により地上基幹放送の業務の認定（法第93条）を受ける方法（ハード・ソフト分離型）と、②自ら地上基幹放送局を開設することを前提に、電波法の規定により特定地上基幹放送局（ハード・ソフト一致型の地上基幹放送局）の免許（同法第6条）を受ける方法（ハード・ソフト一致型）の2つを設け、地上基幹放送の業務を行おうとする者がいずれかを選択することとしている。
- ・ ハード・ソフト一致型の場合、放送を自身の放送対象地域内に送信することを目的とした多数の中継局の送信設備等を地上基幹放送事業者自らが原則保有・運用・維持管理することとなり、経費の効率化には限界があると考えられる。しかし、地上基幹放送の業務がハード・ソフト一致型により行われてきた歴史が非常に長いという過去からの経緯、災害時の対応等を考慮し、地上基幹放送の業務を行う際には、基本的には、ハード・ソフト一致型を選択する者のみであり、また、ハード・ソフト一致型の地上基幹放送事業者がハード・ソフト分離型へ移行した例はほとんどない。

【課題解決手段の検討】

- ・ 日本放送協会（以下「NHK」という。）の地上テレビジョン放送を例にすると、その放送対象地域のうちの約8割の世帯を親局（最も中心的な放送局）がカバーし、その他の世帯を中継局（親局からの放送を中継する放送局）等によりカバーしているが、地上基幹放送局（親局・中継局）等の設備に係る年間維持経費は世帯カバー率に比例せず、親局以外の中継局等の設備に係る経費は高額となっており（中継局は世帯カバー率約18%に対し、年間維持経費は全体（NHKと地元視聴者が共同設置・運用するアナログ受信施設を除く。）の約58%）、民間の地上基幹放送事業者の地上基幹放送局の設備に係る維持経費についてもほぼ同様のことが想定される。
- ・ よって、地方の地上基幹放送事業者が、過去からの経緯等から、現在のハード・ソフト一致型からハード・ソフト分離型へ移行するとは考えにくいことも踏まえると、地方における地上基幹放送事業者の経費負担を抑え、経営改善に資するためには、放送対象地域の世帯カバー率の大半を占める親局を引き続き自身で設置しつつ、経営を圧迫している設備維持経費のうち、経費割合の高い中継局に係る経費分のみを分離（ハード・ソフトの一部分離）する方法が考えられる。

① 放送対象地域ごとの放送業務の実施方法

しかし、現在、地上基幹放送事業者は、地上基幹放送の業務を行う方法（ハード・ソフト分離型又はハード・ソフト一致型）を放送対象地域（原則として都道府県単位で設定）ごとに選択することとしており、一の地上基幹放送事業者が一の放送対象地域において、親局を引き続き保持したまま、中継局については他者の地上基幹放送局を用いる方法を選択することはできない。

② 他者の中継局設備を一部利用する場合

現在の特定地上基幹放送事業者（ハード・ソフト一致型の地上基幹放送事業者）は、電波法上の特定地上基幹放送局（ハード・ソフト一致型の地上基幹放送局）の免許審査において、ハード・ソフト一致型として地上基幹放送の業務を行うことの適格性の審査を受けている。つまり、その際に、基幹放送局設備（中継局（基幹放送局）等のハード側設備）の運用だけでなく、基幹放送設備（ソフト側設備）やその運用のための業務管理体制の確保についても併せて審査を受けている。しかし、特定地上基幹放送事業者が他者の中継局を一部利用する（ハードの一部分離を行う）場合は、当該特定地上基幹放送事業者が電波法上の免許審査を受ける際のハード・ソフト一致型としての審査の対象範囲から当該他者の中継局（一部分離したハード側設備）が外れるため、当該他者の中継局に対応する基幹放送設備（ソフト側設備）についての審査を受けていないこととなる。

また、現行法上では、認定基幹放送事業者（※3）が、審査を受けずに、ハード・ソフト分離型において基幹放送局提供事業者（※4）の提供する中継局に対応する基幹放送設備を変更してはならないこととしており、これを行った場合の罰則規定を置いているが、特定地上基幹放送事業者が、審査を受けずに、一部分離した中継局に対応する当該設備を変更した場合に適用される罰則規定を置いていない。

※3 放送法第93条第1項の認定を受け基幹放送の業務（ソフト業務）を行う者をいう。

※4 基幹放送局の免許を受けた者であって、基幹放送設備を認定基幹放送事業者の基幹放送の業務の用に供するものをいう。

③ 他者の中継局設備を一部提供する場合

現在、基幹放送局提供事業者が他者に基幹放送局設備を提供する場合は、基幹放送局の免許の審査の際に、基幹放送用の周波数の電波が確実に放送されることを担保するため、提供先のソフト側事業者の名称等を記載し、その者が実際に放送法上の基幹放送の業務の認定を受けられるか否かの審査を併せて受けることとしている。しかし、これは、ハード・ソフト分離型の認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送に用いる基幹放送局の免許を受ける際の審査事項の1つであり、ハード・ソフト一致型の特定地上基幹放送事業者が行う地上基幹放送に用いる基幹放送局の免許を基幹放送局提供事業者が受ける際の審査事項は含まれていない。

④ 事業者による円滑な放送（あまねく受信）の実施に係るNHKの協力義務

法第20条第6項にて、NHKは、他の特定地上基幹放送事業者（ハード・ソフト一致型の地上基幹放送事業者）及び基幹放送局提供事業者（基幹放送の業務に用いられるハード側設備をソフト側事業者に提供する者）が法92条の規定（その放送対象地域で行う放送があまねく受信できるよう努める責務）にのっとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならないと規定している。NHKは、この努力義務を果たしつつ、法第20条第5項に規定する義務（NHKの放送をあまねく全国で受信できるように措置をする義務）を果たす必要がある。よって、NHKが基幹放送局提供事業者から中継局設備の提供を受ける際には、当該提供を安定

的かつ確実なものとし、放送業務の効率化を図るため、中継局設備のコストが高く、共同利用の必要性が特に高い地域に限った上で、NHKが当該事業者における事業等の決定を支配できるようにする必要があるが、現在そうした規定はない。

- ・ よって、次のとおり規制する必要がある。

【規制の内容】

- ① 特定地上基幹放送事業者が、自らの地上基幹放送局を用いて地上基幹放送を行っている放送対象地域と同一の放送対象地域で、基幹放送局提供事業者の中継局（地上基幹放送局）を用いて地上基幹放送を行うことを可能とする。
- ② その際、放送設備やその運用のための業務管理体制が総務省令で定める基準に適合したものであることについて総務大臣の事前確認を受けることを義務付ける。併せて、当該確認を受けることなく電気通信設備等を変更した場合の罰則規定を設ける。
- ③ 中継局を利用させる基幹放送局提供事業者について地上基幹放送局の免許の可否を審査するため、申請書に提供先の特定地上基幹放送事業者の名称等を記載させることとする。
- ④ 中継局の共同利用により NHK が業務効率化を図る必要性が特に高い地域を総務大臣が指定し、NHK に対して中継局を提供する事業者は NHK の子会社に限定する。

3 直接的な費用の把握

- ④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

- ①及び②について

（特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用に係る確認）

地上基幹放送事業者が、自らの地上基幹放送局を用いて地上基幹放送を行っている放送対象地域において、他者の地上基幹放送局も用いて地上基幹放送を行う場合には、事前に、放送設備やその運用のための業務管理体制が総務省令で定める基準に適合したものであることについて総務大臣の確認を受ける必要があり、当該地上基幹放送事業者に当該確認のための資料の作成・提出に係る負担が生じることとなる。

当該資料の作成・提出に係る費用を一律に示すことは困難であるが、仮に、一の地上基幹放送

事業者がその免許期間において1回総務大臣に対して確認をするため、資料の作成作業や提出作業に20時間、担当者3人を要するものとする、地上基幹放送事業者（現状では特定地上基幹放送事業者のみ）1社あたりの平均的な費用は以下ようになる。

2,570円（担当者の時給）×20時間（作業に要する時間）×3人（実際に作業を行うと考えられる人数）×1/5回（年間回数）＝30,840円

※ 4,330,000円（令和2年分民間給与実態統計調査（国税庁）の平均給与額（年間））÷1,685時間（令和2年度労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間数）＝2570円

※ 放送局の免許更新は基本5年ごとに行われるため、年間回数は1/5回となる。

また、仮に、特定地上基幹放送事業者534社全てが免許期間において1回の提出を行った場合、全体に係る遵守費用は以下ようになる。

30,840円（1社あたりの平均的な費用）×534社（特定地上基幹放送事業者の数）＝16,468,560円

③について

現状でも基幹放送局提供事業者の免許申請時に認定基幹放送事業者の名称は記載事項となっているところ、放送局設備を特定地上基幹放送事業者に提供する場合についても当該特定地上基幹放送事業者の名称等を記載させることとするものであり、現行から記載事項が増えるわけではないため、追加的な遵守費用は想定されない。

④について

（共同利用に係るNHKの子会社への出資の認可）

上記の指定する地域において、NHKに中継局設備を提供する基幹放送局提供事業者については、NHKが子会社として保有しなければならない。そのため、NHKは出資をして経営を支配する必要があるが、当該出資は受信料を財源とする関係から、事前に総務大臣の認可を受ける必要があり、当該認可の申請に係る負担が生じることとなる。

当該認可に係る遵守費用は、(i)NHKが子会社として基幹放送局提供事業者を保有することに係る費用、(ii)当該認可に係る申請手続に係る費用が主に想定される。一律に示すことは困難であるが、(i)については、子会社への出資や子会社を支配する上での経営的な費用が想定される。当該子会社の基幹放送局の利用自体は必須ではなく、NHKの経営上の選択により利用するものではあるものの、本件改正後に本制度を利用する場合は、他の民放との共同利用により業務の効率化がなされるため、当然各社の費用が削減されることとなることから、現行と比べて、基幹放送局を管理するための遵守費用は全体として削減されると見込まれる。

また、(ii)については、外国人向け協会国際衛星放送の業務にかかる子会社を除くNHKの子会社等への出資の認可については、現行の法第22条に定められているところ、当該認可は頻繁に行われていないことを踏まえると、当該子会社への出資の認可が頻繁に行われることは想定しがたく、大きく遵守費用が増加するものではないと思われる。仮に一度の認可の申請費用を想定するならば、申請書の作成作業や提出作業に20時間、担当者3人を要するものとする、NHKの平均的な費用は以下ようになる。

2,570円（担当者の時給）×20時間（作業に要する時間）×3人（実際に作業を行うと考えら

れる人数) = 154,200 円

※ 4,330,000 円 (令和 2 年分民間給与実態統計調査 (国税庁) の平均給与額 (年間)) ÷ 1,685 時間 (令和 2 年度労働統計要覧 (厚生労働省) の年間総労働時間数) ÷ 2570 円

【行政費用】

①及び②について

(特定地上基幹放送事業者による中継局設備の共同利用に係る確認)

上記確認について、既に免許等の審査に際し同様の要件審査を行っているため、地上基幹放送事業者が確認を求めてきた際に追加的に審査を行うに過ぎないところ、放送設備やその運用のための業務管理体制に係る記載について事業者等に確認することも考え得るため、追加費用が発生することも想定される。費用は一律に示すことは困難であるが、仮に、免許期間において 1 回提出された資料に基づき当該審査を行うための作業に 1 社あたり 20 時間、担当者 2 人を要するものとする、放送事業者 (特定地上基幹放送事業者) 1 社あたりの平均的な行政費用は以下のようになる。

3,296 円 (担当者の時給 (※)) × 20 時間 (1 社あたりの審査に要する時間) × 2 人 (担当者の人数) × 1/5 回 (年間回数) = 26,368 円

※ 3,296 円 = 6,642,000 円 (令和 2 年の行政職俸給表 (一) における年間給与 (人事院)) ÷ 2,015 時間 (7.75 時間 × 5 日 × 52 週)

※ 放送局の免許更新は基本 5 年ごとに行われるため、年間回数は 1/5 回となる。

仮に、特定地上基幹放送事業者 534 社全てが免許期間において 1 回の提出を行った場合、全体に係る行政費用は以下のようになる。

26,368 円 (放送事業者 (特定地上基幹放送事業者) 1 社あたりの平均的な行政費用) × 534 社 (放送事業者 (特定地上基幹放送事業者) の数) = 14,080,512 円

③について

現状でも基幹放送局提供事業者の免許申請時に認定基幹放送事業者の名称等は記載事項となっているところ、放送局設備を特定地上基幹放送事業者に提供する場合についても当該特定地上基幹放送事業者の名称等を記載させることとするものであり、現行から記載事項が増えるわけではないため、追加的な行政費用は想定されない。

④について

(共同利用による業務効率化の必要性が特に高い地域の指定)

共同利用による業務効率化の必要性が特に高い地域の指定については、総務省において、人口、地理的条件その他の事情による NHK の放送設備等に係る費用や他者の基幹放送局を利用することによる効率化の程度等を考慮の上、告示により行うことになる。当該指定は上記の事情や NHK の状況に大きな変更がなければ、指定を変更することは想定されないため、初めの地域指定の検討に要する費用の増加が見込まれる。費用は一律に示すことは困難であるが、仮に、地域指定の

検討に要する作業が2週間（1日8時間×10日=80時間、担当者2人を要するものとする）、地域指定に係る主な行政費用は以下ようになる。

3,296円（担当者の時給（※））×80時間×2人（担当者の人数）=527,360円

※ 3,296円=6,642,000円（令和2年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院））
÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）

（共同利用に係るNHKの子会社への出資の認可）

遵守費用の欄に記載したとおり、NHKの子会社等への出資は現行の法第22条に定められており、認可対象が増えるという意味では行政費用は増加するが、当該認可自体が頻繁に行われるものではないため、既にNHKの子会社等において、追加の出資等が必要になった際の手続に係る行政費用から大きく増加するものではないが、仮に、1度の当該認可に要する作業が2週間（1日8時間×10日=80時間、担当者2人を要するものとする）、地域指定に係る主な行政費用は以下ようになる。

3,296円（担当者の時給（※））×80時間×2人（担当者の人数）=527,360円

※ 3,296円=6,642,000円（令和2年の行政職俸給表（一）における年間給与（人事院））
÷2,015時間（7.75時間×5日×52週）

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和でないため、該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制に伴う副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。

5 その他の関連事項

⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制緩和は、総務省主催の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討結果を取りまとめた「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」を踏まえて実施するものである。

・ デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね 5 年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・ 特定地上基幹放送事業者による中継局の共同利用に係る確認の申請者数
- ・ 中継局の共同利用を実施する地上基幹放送事業者の数
- ・ 指定地上基幹放送地域として指定した地域の数
- ・ NHK が中継局の共同利用に参加した局数及び当該参加に係る必要経費